

# 第1問 答案用紙

## (企業法)

<b>問題 1</b>	<p>1. 本件契約の効果が甲会社に帰属するには、Bが適法に取締役を選任され、代表取締役に選定されている必要がある。BはAの指名で株主総会の決議（329条1項）を経ずに選任されたが、Aは当時甲会社の全株式を有する一人株主であり、Aの決定は、株主総会の決議と同等に評価できる。したがって、Bの取締役選任は適法である。その後、BはAから全株式を譲り受け、自らを代表取締役に選定しているが、取締役会の決議（362条2項3号）に加え、株主総会決議でも代表取締役の選定を可能とする本件規定の効力が問題となる。この点、取締役会設置会社において、295条2項により定款で株主総会権限とすることができる事項を制限する明文規定はなく、取締役会に代表取締役の選定及び解職の権限が留保されるのであれば、取締役会の監督権限の実効性が失われるとはいえない。したがって、本件規定は有効であり、一人株主BによるBの代表取締役選定は適法である。</p> <p>2. 次に、本件契約はBが単独で締結しているが、本件契約が「多額の借財」に該当すれば、取締役会の決議が必要となるため（362条4項2号）、「多額」の解釈が問題となる。この点、「多額」といった概念は相対的で、すべての会社にとって共通の画一的な基準があるわけではない。そのため、会社の総資産等に占める金額の割合、借財の目的等を総合的に考慮して判断すべきである。本件契約による借入額200万円は、甲会社の総資産20億円と比して0.1%にすぎず、当座の運転資金としての目的であるため、「多額の借財」に該当しないといえる。また、取締役会規則で取締役会の決議を必要としない1000万円未満の金銭借入でもある。よって、Bは本件契約を単独で締結できるため、本件契約の効果は甲会社に帰属する。</p>
<b>問題 2</b>	<p>1. 取締役Cは、甲会社に対して339条2項に基づく損害賠償請求をすることができるか。甲会社では株主総会が適法に開催されCは解任されているため、Cは「前項の規定により解任された者」に当たる。では「正当な理由」があるといえるか。</p> <p>この点、339条2項の趣旨は、同条1項で株主に役員等の解任の自由を認めることで監督機能を確保する一方、役員等の任期に対する期待を保護することで両者の利益の調和を図る点にある。そこで、「正当な理由」とは、当該取締役に経営を行わせしめるに当たって障害となるべき状況が客観的に生じた場合をいうと解する。本件で、CはBとの私生活上のトラブルを原因として取締役を解任されており、Cに経営を行わせしめるに当たって障害となるべき状況が客観的に生じた場合とはいえない。したがって、「正当な理由」はない。</p> <p>2. では、Cが請求できる「損害」はいくらか。上記339条2項の趣旨から、「損害」とは、役員が解任されなければ残任期中と任期満了時に得られたであろう利益の喪失を意味すると解する。本件で、Cは残任期中である7年分の役員報酬金額を請求することができる。</p>

令和4年論文式企業法

## 第2問 答案用紙

(企業法)

<b>問題 1</b>	新設分割について異議を述べるができる債権者とは、新設分割後、新設分割会社に対して債務の履行を請求することができない新設分割会社の債権者に限られる（810条1項2号）。分割会社は設立会社から新設分割による対価の交付を受けているため、分割会社の資産状態は分割の前後で変動せず、新設分割後も新設分割株式会社に対して債務の履行を請求できる債権者には不利益が生じるおそれがないためである。なお、人的分割類似行為をする場合には異議を述べることができる（同条項号かつ書き参照）が、本件新設分割計画③から、本件で人的分割類似行為がなされていないことは明らかである。本件新設分割計画①②によれば、β事業は新設分割設立会社たる丁会社に承継され、丙会社は連帯保証をしていないといえるため、本件新設分割により分割会社たる丙会社に対して債務の履行を請求できない債権者として異議を述べるができるのは、β事業の債権者である。
<b>問題 2</b>	<p>1. 本件新設分割によってβ事業に係る丙会社の債務は、新設分割の成立の日である令和3年10月1日に丁会社に承継するため（764条1項）、丙会社に対する令和4年5月におけるAの丙会社に対する体調異変の結果生じた損害の賠償請求は認められないのが原則である。そこで、当該請求が認められるか、764条2項の要件を満たすかが問題となる。</p> <p>2. 764条2項の要件は、①810条1項2号の異議を述べるができる新設分割会社の債権者が、②各別の催告を受けなかったこと、③新設分割計画において分割会社に対して債務の履行請求ができないとされていることである。そして、②に関して、公告を官報のほか定款で定める電子公告で行った場合、原則各別の催告は不要であるが、例外的に不法行為によって生じた新設分割会社の債務の債権者に対しては各別の催告が必要となる（810条3項）。</p> <p>3. 要件①の債権者とは、問題1よりβ事業の債権者であるところ、Aはβ事業の対象である一般用医薬品を服薬し、服薬後体調に異変が生じ入院加療が必要となったこと、Aの体調異変は丙会社の責めに帰すべき原因で当該医薬品に混入した異物の影響であることから、Aは不法行為により損害賠償請求権（民法709条）を有するβ事業の債権者であり、要件①を満たす。また、丙会社は、定款においてその公告方法を「電子公告による」と定め、本件新設分割の公告を官報及び電子公告の方法で行っている。Aは不法行為によって生じた新設分割会社の債務の債権者であるから、丙会社はAに対して各別の催告をする必要があった。しかし、丙会社は本件新設分割の公告を官報及び電子公告の方法で行ったに過ぎずAに対して各別の催告を行っていないので、要件②も満たす。さらに、本件新設分割計画で丁会社のみ弁済の責任を負うとされていることから要件③も満たす。以上より、当該請求は認められる。</p>

令和4年論文式企業法